

## 休眠預金等活用法に係る異動事由について

当行は、休眠預金等活用法に係る追加規定の対象となる預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

### 【当座預金】

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出による入金専用通帳の発行があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出による移管があったこと

### 【普通預金】

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 引出しに限らずその他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出による預金種別の変更及び移管があったこと
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法に限りします。）

### 【決済性預金】

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 引出しに限らずその他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出による預金種別の変更及び移管があったこと
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法に限りします。）

#### 【貯蓄預金】

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 引出しに限らずその他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出による移管があったこと
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法に限りします。）

#### 【納税準備預金】

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 引出しに限らずその他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を

除く。) もしくは繰越があったこと

- ⑤ 預金者等からの申し出による移管があったこと

#### 【通知預金】

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 預金者等からの申し出による預金通帳や証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 預金者等からの申し出による移管があったこと

#### 【期日指定定期預金、自由金利型定期預金M型(スーパー定期)単利型・複利型、自由金利型定期預金(大口定期)、変動金利定期預金単利型・複利型】

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 預金者等からの申し出による預金通帳や証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 預金者等からの申し出による移管があったこと

#### 【自動継続期日指定定期預金、自動継続自由金利型定期預金M型(スーパー定期)単利型・複利型、自動継続自由金利型定期預金(大口定期)、自動継続変動金利定期預金単利型・複利型】

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 預金者等からの申し出による預金通帳や証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 預金者等からの申し出による移管があったこと
- ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生

じたこと（当行が把握できる方法に限ります。）

**【定期積金、積立定期預金(目標設定型)、積立定期預金(自由型)】**

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 預金者等からの申し出による移管があったこと

**【総合口座】**

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 引出しに限らずその他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出による預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（当行が把握できる方法に限ります。）